

## 平成 29 年度事業目標

### 1 協会の基本方針について

GHQ 占領下、戦後まもなく誕生した児童福祉法、生活保護法及び身体障害者福祉法の福祉 3 法の成立とともに、当時の社会福祉事業が決定され、日本の福祉制度の基礎が固められた。社会福祉法人制度は、社会福祉事業の公共性を高め、その社会的信頼を得るために、公益法人とは別の制度として昭和 26 年(1951)創設された。その後、時代とともに変遷を重ねる中で、社会福祉事業法が社会福祉法となり、「措置から契約」へと制度が改正されていった。また、国が社会保障の充実、安定化を推進する中、イコールフットィング、事業運営の透明化、内部留保問題等、社会福祉法人を取り巻く今後のあり方についての議論が巻き起こっていった。

平成 27 年(2015)からは、公益性と非営利性の両面を持ち合わせている社会福祉法人の存在意義やその役割が再定義されることとなり、昨年に「社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、同年 4 月 1 日より一部が施行され、本年 4 月 1 日から全面施行されることとなった。改正法の主旨は「社会福祉法人制度の改革」と「福祉人材の確保の促進」である。社会福祉法人の経営組織については、社会福祉基礎構造改革を含め、これまでに問われてきたことに対して、十分対応してこなかった結果、先に示したような厳しい指摘が相次いだが、今回の改正によって、社会福祉法人が自律的に適正な運営を確保するためのガバナンスの強化が求められることとなり、経営の意思決定と業務の執行を分離することで、役員等の権限や責任の範囲を明確化した。また、既に導入して久しい外部監査を会計監査人の導入に発展させるほか、財務諸表等の公表等を更に拡大することとしている。

当法人は、創立以来の精神「相扶相愛」の下、その存在意義を一層強固にするため、法人理念である「信頼」「博愛」「誠実」を経営の中心に据え、既存の制度では対象とならない福祉ニーズへの対応や、地域が求める福祉サービスであって、他の事業主体では実施することのできないものについては積極的に対応し、無料又は低額で供給できるように努めるものとする。継続して既に実施している地域の買い物バスの運行や、なしのき健康講座等も引き続き実施する。また、2025 年問題に対応するため構築が急がれる地域包括ケアシステムづくりに向けた地域福祉ネットワーク会議にも関わり、地域社会の一員として地域福祉の向上に貢献し、より一層信頼される法人組織となるよう努力していきたい。

#### (1) 行政機関との連携

多種、多岐にわたる社会福祉事業を实践する当法人は、伊賀市との緊密な連携を下に、これまでから市場システムには馴染みにくい公的な福祉分野に深く踏み込んだ事業を展

開してきた。今後とも子ども・子育て支援新制度における保育と地域の子育て支援の推進や、新たな地域包括支援体制の構築を目指した地域共生社会の実現に向けて取り組む「我が事・丸ごと」の地域づくり、また、前年度から取り組んでいる児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業や指定障害児相談支援事業などにおいても、従来以上に伊賀市の福祉政策の一翼を担う必要がある。

更に、前年度から取り組んでいる府中保育園移転改築事業についても、平成 30 年(2018)1 月開園に向けて、伊賀市との連携の下に着実に推進する。

広く地域社会からの要望を正確に理解し、地域に支持される福祉事業の構築を目指すべく、より開かれた施設運営と、適切な財務運営等の情報発信を進めながら、地域や各種団体等との連携体制の一層の充実を図るものとする。

## (2) 中期事業計画

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効率的かつ適正に行なうため、自主的な経営基盤の強化、福祉サービスの質の向上、事業経営の透明性の確保等を図る必要があるとされている。当法人はその経営目標として「持続可能で将来にわたる安定した経営基盤の確立」を目指し、その実現のために法人がもつ多岐にわたる経営資源を有効活用しながら、その戦略を示す中期事業計画の策定期間が遅延したため、本年度分の事業計画については、早期に位置付けできるよう急がなければならない。

## (3) 人材確保と人材養成

少子化に伴い、福祉分野における新卒学生の採用が年々困難になってきており、人材確保の戦略的な見直しが求められており、また、潜在化している保育士や介護士の発掘から採用・育成に至るまでの支援教育体制の確立も重要となってきている。当法人も限られた労働力の中からより良い人材を確保するため、他分野で活躍されている多様な人材の雇用確保、職員に対する処遇改善や労働環境の整備及び魅力ある職場づくりに積極的に取り組まなければならない。

一方で、昨年 11 月に外国人技能実習適正化法と、出入国管理・難民認定法の改正法が成立し、外国人の日本在留資格に介護福祉士が追加され、1 年以内に施行予定で、また、施行日までの特例措置も実施されることとなった。このことにより人材不足に悩む介護現場での外国人の受け入れが急速に拡大することから、当法人においても、この制度の適正な実施状況に着目し、早期にその研究に取り組む必要があると考える。

福祉の基本は、対人サービスであり、職員一人ひとりがもつ知識や技能あるいは職員の資質がより良いサービスを提供するための重要な要素となる。このような人材を育成するには、法人全体の施策の中で、職員各自が使命感を持ち将来を創造することができる総合的な人材育成環境を構築することが大切である。多岐にわたる法人内施設間の連携意識を高めつつ、社会への幅広い視野と当法人が行なう社会福祉への誇りと使命感を

持って、民間社会福祉事業を担うことのできる職員の養成と確保に努め、従前より実施している法人内部の各種研修の更なる充実を目指す。

#### (4) 危機管理と安全体制の強化

社会福祉法人が様々なリスクに対処するには、各施設におけるリスクマネジメントが重要であることはいうまでもない。経営の根幹にかかわるような危機的事態が発生した場合、それに備えた管理体制を整備しているかによって、事業継続に与えるインパクトが大きく異なってくることは自明のことである。危機管理はリスクマネジメントの中でも最も重要なリスクに焦点をあてたものであり、それらを如何にコントロールするかが経営の最重要命題の一つであるといえる。

また、現実社会の中で発生している様々な事象や事件を考慮し、各施設における防犯対策とともに食品衛生等の安全対策を強化し、更に非常災害時の体制を整備して利用者の安全確保を徹底する。また、インフルエンザやノロウイルス等、各種感染症対策を実効性のあるものにするには、全施設共通の認識として、正しい科学的な知識に基づく取り組みの徹底及び関係機関との円滑な連携を図る必要がある。社会福祉施設を利用されている乳幼児や高齢者等が感染した場合、重症化のリスクが高い方々が多く、しかも福祉サービスは、利用者やその家族にとって、生命あるいは生活を維持する上で不可欠なものであり、安易に提供を停止することができない社会的使命がある。我々福祉関係者は、利用者や職員への感染予防に万全を期し、サービスの安定供給を確保する。

#### (5) 個人情報の取り扱い

私たち福祉事業者は、利用者や家族等関係者の個人情報やプライバシーについて、常時配慮しなければならない。今日の情報化の急速な進展に伴い、コンピューターやネットワーク等を通じて大量の個人情報が処理されている。その個人情報は、性質上誤った取り扱いをすれば、個人に対して取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがある。マイナンバー制度導入により当法人が定めた「特定個人情報の適正な取り扱いに関する基本方針」や「個人情報保護基本方針」に示す通り、個人情報やプライバシーの重要性を認識し、施設の利用者や職員等の関係するすべての方々の個人情報の保護について細心の注意を払い取り扱うものとする。

#### (6) 障害者差別解消法への対応と利用者の権利擁護(虐待・身体拘束の禁止)等の重要性

すべての国民が障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合い、共生する社会の実現を目指した障害者差別解消法が、昨年4月に施行された。その最中、神奈川県相模原市の障がい者施設で起こった殺傷事件は、その冷酷さで日本社会に大きな衝撃を与えた。この犯罪は、障がい者蔑視の中の氷山の一角といえる事案であり、その底辺には社会的弱者を蔑視する差別心が潜んでいることを再考すべき事件であった。

当法人は、障がい者に対し不当な差別的取り扱いをしないことや、必要かつ合理的な配慮を行なうために必要な考え方として国が示した対応指針に則って行動し、障がいを

理由とする差別を解消するように努めるものとする。

虐待防止については、平成 12 年(2000)に成立した児童虐待防止法に続き、平成 17 年(2005)には高齢者虐待防止法、平成 23 年(2011)には障害者虐待防止法が制定された。しかし近年、家庭や福祉施設等において様々な虐待等に関する問題が顕在化し、新聞やテレビ等のマスメディアによって深刻な問題として頻繁に取り上げられている。報道されているような虐待事例はあってはならないことではあるが、対人援助サービスを行なう福祉施設としては、起こりうる可能性がゼロではないことを再認識し、虐待防止を考える委員会を中心として、法人内の各施設における虐待や身体拘束の防止、早期発見、早期対応等の体制を常に見直していく。また、昨年には部落差別の解消の推進に関する法律の施行もあり、改めて人権問題について強く認識し、法の下での平等、生命・自由の確保、幸福追求権といった基本的人権の保障について、職員だけでなく利用者、ご家族、地域住民等関係者のすべてが関心を持つよう努めなければならない。

## 2 保育園の運営について

保育は、昭和 22 年(1947)に制定された児童福祉法に基づき、すべての子どもたちの健やかな心身の発達を保障しつつ、女性の社会的活動を支えることを主たる役割としてきた。今日、保育園の基本的役割に変わりはないが、変貌する様々な社会的要因、例えば、本格的な人口減少社会の到来、女性就労の増加、非正規労働者の増加等による雇用基盤の変化、家族構成の変化や地域とのつながりの希薄化による子育てに対する不安や孤立感、子育て力・教育力の低下等々から、子育て・子育て支援の一層の強化が求められている。

平成 27 年(2015)4 月から、子ども・子育て支援新制度が施行された。伊賀市においても「子ども・子育て支援事業計画」が策定され、この計画に基づき子ども・子育て支援が推進されている。

また、現行の保育所保育指針が平成 20 年(2008)に改定されて 9 年が経過し、この間、保育をめぐる状況が変化したことに対応するため、平成 30 年(2018)施行に向けた改定の方向性が検討され、平成 28 年(2016)12 月、国の社会保障審議会児童部会保育専門委員会は、「保育所保育指針改定に関する議論とりまとめ」を了承したことから、これを改定案として公表した。改定の方向性として、「乳児・1 歳以上 3 歳未満児の保育に関する記載の充実」「保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ」等、5 項目を挙げ、特に幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を意識した保育の重要性等を課題として示している。本年度中に大臣告示がなされ、周知期間を経て、平成 30 年(2018)4 月 1 日から施行されることになる。今回の改定が保育の質の一層向上の契機となり、すべての子どもの健やかな育ちの実現へとつながる取り組みとなることが重要である。

当法人では、曙保育園を拠点として全保育園が連携しながら、一時預かり事業、延長保育促進事業、休日保育事業、地域子育て支援拠点事業、家庭支援推進保育事業等の保育対

策等促進事業をきめ細かく実施し、常に「子どもの最善の利益」を基本として子どもの保育、子育て支援事業を推進することとする。

また、保育園による家庭養育の補完や人権を大切に育てる保育等々、子どもの最善の利益の尊重のもと、調和のとれた心身の発達を保障する環境と、子育て文化の構築に努めていきたい。福祉を取り巻く情勢は大変厳しいが、当法人がかねてから高揚に努めてきた民間活力と経営理念を抛り所としつつ、社会や経済の流れ、仕組みを正しく洞察する能力を養成することによって、将来にわたる安定した保育園経営を維持していく。

#### (1) 一時預かり・休日保育事業

一時預かり事業は、みどり第二保育園での“きらら”と曙保育園での“ピッコロ”、他に三田保育園・花之木保育園・予野保育園・長田保育園・古山保育園で実施する。また、休日保育事業を曙保育園の“ハミング”で実施する。保護者の就労形態が多様化していることから、今後も保護者のニーズに対応できるよう、これらの事業に柔軟な発想で取り組んでいく。

#### (2) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業“すくすくらんど”は、開設して23年目を迎える。本年度も在宅親子への子育て支援の内容を充実させ、子育てが楽しくなる事業を計画していくものとする。また、家庭や専門機関、子育て支援活動を行なう団体、各保育園のミニ子育て支援等と連携しながら、地域の子育ての核となるべく、地域の子育て支援情報の収集と提供に努め、虐待の発生防止に努める等一層の充実を図っていく。そして、従来から絵本の読み聞かせや絵本への関心を高めてきた本とおもちゃルーム“ぐるんぱ”では、保育者自身の読書の質を問い直しつつ、子どもの読書活動の意義や重要性について理解と関心を広げるような活動を続けていきたい。更に、絵本ボランティアグループ“もこもこ”の協力を得ながら、伊賀市全体の就学前児童や小学校1・2年生の親子に利用していただき、曙保育園が地域の子どもセンターとして充実していくよう努力する。

ゆめが丘保育所の子育て支援拠点事業(小規模型)“おひさま広場”は、平成14年(2002)のゆめが丘保育所の開所と同時に事業を開始し、子育て家庭が多いゆめが丘地域の未就園児保護者に対する子育て支援の役割を担ってきた。しかし、現在、市内には9か所の子育て支援センターが設置され、また、地域内には子育てサークルの活動が活発化するなど利用者が分散化していることや、その役割が変化していることもあるため、市との協議により、“おひさま広場”は、平成29年3月で終了し、今後は、ミニ子育て支援事業として、地域に密着した形で事業を継続していくこととする。

#### (3) 障がい児保育事業

心身障害児療育保育施設かしのみ園は、開設して33年目を迎える。本年度もかしのみ園を中心に、創設以来一貫して行なってきた早期専門療育システムの一層の充実を図り、個別的専門的療育保育と交流保育・統合保育の有機的連携を更に促進したい。保育

士、言語聴覚士、臨床心理士、理学療法士、医師及び看護師による発達診断、草の実リハビリテーションセンターやあすなろ学園との連携による客観的な発達状況の把握に努めながら療育保育を行なう。更には、感覚統合訓練講師・音楽療法士等による専門的な指導に加え、伊賀児童相談所や伊賀市健康推進課、伊賀市子ども発達支援センター等と連携し、療育保育の資質を高めていく。

平成16年(2004)4月に開設した子育て支援“ふれあいらんど”は、心身に何らかの障がいがある子どもの養育に関わる相談を行なっているが、友だちとうまく遊べない子、ことばの発達について気になる子、子育てに悩んでいる保護者等への相談、指導、援助を更に充実させていくものとする。

かしのみ園卒園児保護者の有志によるボランティアの協力や、地域住民によるボランティア活動も積極的に受け入れながら、地域との連携体制の充実を図り、併せて障害福祉サービス事業所かしの木ひろばや、身体障害者支援施設梨丘園と協働し、専門性と高い福祉理念をもつボランティアの育成を進めるものとする。

#### (4) 放課後等デイサービス事業及び日中一時支援事業

小学生以上の障がい児の昼間における活動の場を確保するとともに、保護者の就労支援及び介護の負担軽減を図るために、平成23年(2011)4月に開所した“障がい児日中一時支援事業所ヴェルデ”は7年目を迎えるが、利用する子どもたちが年々増加しており、施設の拡充が期待されている。一方、一昨年より検討を重ねてきた児童福祉法に基づく“放課後等デイサービス事業所ヴェルデ ドゥ”を、平成28年4月、心身障害児療育保育施設かしのみ園内に開設した。放課後において障がい児が、日常生活における基本的動作及び集団活動に適応できるよう、また、生活能力を向上させ社会との交流が図れるように適切な指導及び訓練を実施する。

#### (5) 放課後児童健全育成事業

保護者が、昼間何らかの理由で不在となる家庭の子ども(留守家庭児童)を対象とした放課後児童健全育成事業は、みどり第二保育園所管“フレンズうえの”“第2フレンズうえの”、曙保育園所管“キッズうえの”“ふたば”、ゆめが丘保育所所管“風の丘”“第2風の丘”、古山保育園所管“成和東”、花之木保育園所管“成和西”で実施する。

開所時間の延長については、そのニーズの高い施設で平成26年(2014)4月から実施している。“風の丘”“第2風の丘”では、通常利用時、開所時間を午後7時まで延長し、また“キッズうえの”では、長期休暇中(夏休み、冬休み、春休み)、開所時間を30分早めて午前7時30分から開所して運営する。

各施設の規模は、さまざまであるため、昨年度から実施している児童クラブ8施設合同の交流事業を本年度も計画するほか、利用児童の生活が地域での生活と遊離しないよう配慮しながら、安心・安全に留意して子どもたちの自主性と社会性の育成に努める。

#### (6) からだそだて事業

近年、子どもの体力低下が問題となっている。体を動かして遊ぶ機会が減少した結果であり、心や脳の発達にも重大な影響を及ぼすともいわれている。体を動かす遊びを十分経験することで、普段の生活に必要な動きや咄嗟のときに身を守る動きを獲得するだけでなく、心と体が相互に密接に関連し合いながら、総合的に発達していくことができる。そこで平成 27 年度(2015)から伊賀市内の保育所(園)の代表者が集まり、三重大学教育学部の協力を得て、各園で活用できる「体力向上実践プログラム」を作成し、「からだそだて事業」を実施している。幼児期に習得しておくことが望ましい基本的な動作(走る、跳ぶ、投げる、体を支える等)や運動習慣を身に付けることを目的として、毎日「にんにんタイム」を実施しており、本年度も継続していく。体力・運動能力が向上し、生涯にわたって心身ともに健康的に生きるための基盤を培う保育を全保育園で検討し、実践していきたい。

#### (7) 食育の推進

近年、国民の食生活をめぐる環境が大きく変化し、子どもの食をめぐっては、発育・発達の重要な時期にありながら、朝食の欠食等、食習慣の乱れが生じてきている。食事は、単に空腹を満たすだけではなく、心や体の発達と密接に関係し、人間的な信頼関係の基礎を作るとも言われている。そのため一日の生活時間の大半を過ごす保育園における食育の推進は非常に大切である。生活や遊びの中で、身近な大人からの援助を受けながら、また、仲間と関わりながら、栽培活動やクッキング等の食に関わる体験や、楽しく食べる経験を通して食への関心を育み「食を営む力」の基礎を培う食育を実践していく。そして、家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力のもと各職員がその有する専門性を活かしながら、それぞれの保育園の実情に合わせて創意工夫することで望ましい食習慣を定着させ、心身の健全育成を図っていくこととし、特に本年度は、1 月に移転改築を終える府中保育園において、幼児の完全給食を実施すべく準備を進めていく。

#### (8) 地域交流及び情報発信

子どもたちは、近年家庭内や地域において人と関わる経験が少なくなっている。そこで、家庭や地域で希薄になってきている異年齢児とふれあう体験を増やし、一方で、小・中・高の児童の育ちのための教育内容にも貢献するために高校生の保育体験、インターンシップ、小・中学生の福祉体験等を受け入れることとする。更に、お年寄りとのふれあい会等では、子どもたちには他人を敬愛し、教示を受ける気持ちが養われるように、また、お年寄りには長年培ってきた知識や経験を、子どもたちと関わる中で活かしていただくものとする。このように、多様な地域社会とのふれあい活動を積極的に推進し、地域の子育て拠点としての保育園の機能強化を目指すこととする。

当法人ホームページで 14 保育園の「園からのお知らせ」コーナーを設けている。その内容を随時更新するようにして、選ばれる保育園となるための情報発信手段の一つとして活用していく。また、本年度、32 回目を迎える子どもフェスティバルを 14 保育園合

同で開催し、子どもたちが主体的に遊びを体験し、親子共々交流を深め、更には保育園への理解が地域に浸透していくようにする。

当法人の提供するサービスの質を、公正中立の機関に専門的かつ客観的な立場から評価いただく‘みえ福祉第三者評価’は、平成 26 年度から既に 8 施設で受審してきたが、本年度も新たに 3 施設で受審することとする。職員による自己評価、第三者評価機関による訪問調査等を通して、保育園運営に対する現状把握や気づき、課題や改善点等を職員間で共有し、今後の保育園運営や職員の資質向上に役立てたい。更に評価結果を当法人ホームページ等で公表し、保護者や地域の方々に広く周知し、保育園の取り組みを理解していただくようにする。

#### (9) 安全対策の充実

近い将来、発生が予想される南海トラフ巨大地震への対応、水害・土砂災害を含む異常気象による自然災害への対応など、各施設の地域・地形などを考慮し、起こりうる災害に対する的確に対応できるよう、「非常災害対策計画」を策定し、児童の生命の安全を最優先とした安全対策を更に強化していく取り組みを進める。また、施設侵入者等の不審者から子どもの安全を守るため、保育所(園)安全管理マニュアルを参考に防犯訓練等を継続して行なう等、各園の防災計画に基づき、安全防災体制の一層の充実を図る。衛生委員会とも連携し、従来から各園で行なってきた施設内外の安全点検を継続する。また、園内遊具は、平成 26 年(2014)6 月に、国土交通省が示した「遊具の安全に関する基準(改訂版)」に従って、専門技術者に点検を依頼しているが、遊具点検講習を受講した職員による講習会を開催し、全職員が日常点検を確実に実施できるよう努める。

保健衛生感染症対策研究会では、インフルエンザ等感染症や食中毒の防止、年々増加傾向にある食物アレルギー児への対応等、健康管理について様々な対策を実行しているが、中でも、食の安全性に関する情報を常に収集し、わかば会給食部会とも連携しながら、安全な食の提供に努める。更には、嘱託医をはじめ医師会や保健所等専門機関と連携のうえ、あらゆる子どもの健康管理の一層の充実を期す。

#### (10) 業務効率化推進事業

保育所における保育士の業務負担軽減を目指して、書類作成業務についての ICT 化を進めるため、平成 28 年度は、保育対策総合支援事業補助金を活用して、保育支援システムを、曙保育園・中瀬城東保育園・みどり保育園・ゆめが丘保育所の 4 施設に導入した。その成果や課題等について検証しながら、本年度も引続き導入を進めていきたい。保育支援システムを活用することで、指導計画や園児台帳の作成等における膨大な事務作業を効率化し、職員間の情報の共有化と、保護者とのコミュニケーションの円滑化を図り、更なる保育の質向上へ繋げたい。

#### (11) 職員研修体制の充実

全保育関係職員を対象とした研修組織わかば会では、乳幼児の発達特性を正しく理解



し、年齢別研究テーマに基づいた実践事例に学び、当法人内保育園での公開保育を実施して、職員同士が切磋琢磨しながらより質の高い保育について研修を行なっている。子どもへの視点を中心においた保育の質と力量を磨くことは当然であるが、併せて最近の児童をめぐる様々な問題を洞察、判断し、行動できる福祉従事者となるよう、幅広い面からの資質向上に努める。

### 3 老人ホームの運営について

団塊世代が75歳以上となる2025年を見据え、増え続ける介護費用の抑制と、市町村による地域支援事業の見直し等を行なう必要から、地域における医療介護の総合的な確保を図るための「医療介護総合確保推進法」が平成26年(2014)に成立し、順次施行されている。介護保険法関係では、伊賀市が目指す地域包括システムの中で、昨年10月より伊賀市介護予防・日常生活支援総合事業が導入され、利用者の状況に応じた総合サービス提供が可能となった。地域を基盤とした高齢者への自立支援に当法人がどのような役割を担えるか等、十分に検討していきたい。

また、これまで制度改革と称し、医療・介護の分野においては介護報酬の引き下げや、保険料、利用者負担の引き上げ、また、伊賀圏域内の新たな施設開設に伴う利用希望者の減少等、厳しい背景の中で施設経営を行なってきた。今後、高齢化社会、所得の格差社会が一層進み、社会経済情勢が更に深刻化する中、施設経営基盤の充実や人材の確保等の諸問題に柔軟に対応し、公正さと透明性を確保しつつ、経営の安定に万全を期すものとする。

昨今の医療現場においては、医師不足等により地域医療体制が大変厳しい状況に置かれているが、利用者の健康管理について、併設する梨ノ木診療所との連携を密にし、適切な医療体制の確保に努めたい。

防災・防犯面においては、東日本大震災や台風など過去に発生した自然災害や、施設火災を教訓として、総合防災計画、非常災害対策計画を策定し、人的災害の予防や、自然災害における被害を最小限に抑えるよう努める。また、昨年7月に発生した相模原障害者施設殺傷事件を教訓とし、防犯マニュアルを見直し、防犯対策の更なる強化に努める。

老人福祉施設においては、引き続き(1)人間としての尊厳を大切に(2)やさしく、あたたかく、親切的な介護(3)安心、安全、快適な介護(4)福祉文化の創造(5)「地域に開き、地域と共に」を基本理念として、利用者が「ここで生活できて良かった」と心から満足していただけるよう、生活の質の向上に全職員が一丸となって取り組むこととする。

(1) 盲養護老人ホーム梨ノ木園と特別養護老人ホーム第二梨ノ木園は、それぞれ支える制度の仕組みは異なっているが、利用者サービスの向上と経営の効率化を図るため、一体的運営は今後とも推進し、両園それぞれの専門的機能の充実を図りながら、利用者の欲求・要求を正しく受け止め、健康で文化的な生活環境の整備充実を努める。また、家族との連携が一層緊密なものになるよう交流活動に努め、利用者及び家族との信頼関係を

更に深めていく。

- (2) 食中毒、インフルエンザ、老人性結核の予防等施設内における様々な感染症予防体制の確立が社会的に要請されている。梨ノ木園及び第二梨ノ木園では、職種を問わず各種研修に参加するとともに内部研修を実施し、職員の知識を深める。食中毒に対しては、調理室内はもとより各種食器類の厳重な殺菌消毒を行なうとともに、食材は綿密にチェックする等安全な食の提供に努める。また、インフルエンザに対しては、梨ノ木診療所と連携しながら早期にワクチンを確保し、可能な限り利用者及び全職員に接種を行ない感染症の防御に努める。
- (3) リスクマネジメント委員会において、ヒヤリ・ハット事例、事故事例の原因を調査研究し、再発防止に取り組み、施設の安全管理を促進する。
- (4) 各種学校との連携を図り、介護等の実習や体験学習希望者を積極的に受け入れ、福祉教育の推進に協力するとともに、利用者の生活がより明るく豊かで快いものになるようボランティアや地域住民との積極的な交流を深める。
- (5) 施設の災害対策としては、必要に応じ設備、備品を整備するとともに非常災害マニュアルの再検討を行なう。また、防災訓練及び防災器具の点検は、引き続き毎月実施し、利用者及び職員の防災に対する意識の向上に努める。
- (6) 自らの組織の置かれている状況を見極め、かつ福祉の原点と理念を守ることができる老人福祉施設職員を養成するため、幅広い分野の外部研修会への参加や法人内研修、梨ノ木職員研修等の内部研修の充実・強化を促進する。
- (7) 咀嚼、嚥下力の低下した利用者へのソフト食の提供、個々に合った食事形態を提供するとともに、栄養ケアマネジメントの実施、歯科衛生士による口腔機能の向上に努めていきたい。

#### ————— 梨ノ木園について —————

盲養護老人ホーム梨ノ木園は、その専門性を発揮し、視覚に障がいのある利用者が安らかに、かつ、生きがいのある日々を送れるように努めることを基本目標とする。

また、高齢化に伴い介護が重度化している利用者に必要な介護サービスが提供できるよう、訪問介護事業所の役割を明確にしつつ、生活支援・介護・看護の一体的運用を、より細やかに提供できる体制を整える。利用者に寄り添い、利用者の気持ちを汲み取ることができるよう、より一層の支援の向上と充実を目指すこととする。

- (1) 県下で唯一の盲養護老人ホームとして積み重ねてきた専門的なノウハウや実績等を、県内及び近府県の視覚障がい者、福祉関係機関をはじめ多くの方々に周知する。そのため、三重県視覚障害者支援センターが発行する視覚障がい者生活情報紙「はなしょうぶ」への投稿等、幅広い広報活動を行なう。また、施設での生活を知っていただく見学や体験利用についても、積極的な受け入れに努める。

- (2) 利用者のプライバシーを確保し、更なる生活環境を高めることが出来るよう、定員数も含めて、居室の個室化に向けて検討を進めるとともに、より充実した支援を提供できる盲養護老人ホームのあり方を模索する。
- (3) 地域に開かれた施設として、地元の小学校との交流や地域の文化祭等、地域行事に積極的に参加する。また、「長田いきいきサロン」などで施設を開放し、地域に根ざした施設を目指したい。更に、本年も引き続き、伊賀市視覚障害者福祉会との関係を深める。その他、様々なグループや団体との交流を図り、地域社会との関わりを深める。また、上野点字図書館とも連携し、利用者に点字図書や録音図書、その他生活用品等、幅広い情報提供ができるよう努める。
- (4) 訪問介護事業所は、在宅で介護を必要とする方々を訪問し、住み慣れた地域で快適に過ごしていただけるよう、在宅生活の支援を行なう。
- (5) 視覚障がい者ケアサポートプランに基づき、専門的な支援の質を低下させることなく、利用者の声を聞き、利用者の思いに寄り添った支援が出来るように努める。また、アイマスクを着用しての食事体験や施設内外の歩行等の擬似体験等による勉強会を行ない、初心を忘れず、視覚障がい者の支援の原点に立ち返り、日々の支援に努める。
- (6) 利用者のADL(日常生活動作)の重度化は年々進行しており、介護支援の必要性が大幅に増加している。特定施設の役割を再認識し、訪問介護事業所及び梨ノ木診療所との連携を一層深め、利用者個々の状態に応じた細やかなサービスを提供できるように努める。また、認知症や重度化に対応した介護予防体操やリハビリレクリエーションを日々の活動に取り入れ、個々の心身機能の維持に努める。
- (7) 生活管理指導短期宿泊事業(ショートステイ)を活用しながら、生活困窮者、精神疾患者等様々な背景を持った視覚障がい者の在宅生活の支援に努める。
- (8) 利用者の生活がより生きがいのあるものになるよう、回想法等を取り入れた行事や、四季折々の催しに創意工夫を凝らす。また、クラブ活動等を通じて利用者の生活の質の向上に努める。更に、外食やショッピングなど楽しみが持てるよう外出の機会を増やしたい。

#### ————— 第二梨ノ木園について —————

特別養護老人ホーム第二梨ノ木園は、昭和56年(1981)に建設され36年が経過し、老朽化が進んでいる。しかし、当施設は市内でも数少ない多床室で、施設利用費も低額であり、入所希望者も多い。その為、今後もこの多床室を持続できるように施設を改修しながら大切に維持していきたい。また、併設する老人デイサービスセンターなしのき、在宅介護支援センターなしのき、老人ショートステイ事業等との連携を密接に、施設機能を十分に発揮して、地域社会での福祉サービスの充実を図りたい。

- (1) 職員は、対人援助のプロとして常に利用者の立場に立って介護を行ない、「笑顔」を忘

れず、適切な接遇態度の徹底に努める。

- (2) 利用者の生活の場である居室や環境の整備、更に危険予知を意識し対処することで、利用者がその人らしく、安心・安全に生活を送ることができるようサービス提供に努める。
- (3) 職員は、チームケア(他職種連携、同職種連携)を意識し、一つ一つの問題をチーム全体で捉え、課題に対し目を背けることなくチームワークで早期解決に取り組む。
- (4) 職員は、業務手順書を基本とし、誰もが基本的なサービス提供が行なえるよう、手順書を定期的に見直し、改善することで質の向上、確保に努める。
- (5) 職員は、自ら学ぶ姿勢を持ち、新しい知識や技術習得を目指すとともに、お互いを認め合いながらスキルアップを図る。
- (6) 施設最大の目標は、利用者家族に当施設で最期を迎えたいと思っただけである。そのために日々努力し、希望があれば、家族とともにその人らしい生き方ができるよう「看取り介護」を実践する。

————— 老人デイサービスセンターなしのきについて —————

- (1) 地域社会から信頼される施設として、家族との交流を図り、傾聴、支援を目指し、更に毎月発行する情報紙「かざぐるま」を通して、当法人の理念や方針、地域福祉への取り組みに関心をもっていただけるように努める。
- (2) 当センターへの期待や効果を検証しながら、ボランティアとの連携を図り、多様なリハビリレクリエーションを企画し、利用者一人ひとりが主体的、積極的に参加できるよう努める。
- (3) 総合事業においても、引き続き利用者の視点に合ったサービス提供体制づくりに努める。また、通所介護計画をより適切に作成し、個々のニーズに対応できる質の高い介護サービスに努める。
- (4) 認知症高齢者や中・重度の要介護者を積極的に受け入れ、在宅生活の継続に必要なサービスを提供する。
- (5) 当センターの特色の一つである「魅力ある食事」に一層の工夫を重ねると共に、利用者一人ひとりに合った食事(特別メニュー・カロリー・形状)を提供する。また、食の安全に関する情報を常に収集し食中毒の予防に努める。
- (6) 職員の持てる能力を存分に発揮できる環境を整え、前進する組織づくりに取り組む。

————— 在宅介護支援センターなしのきについて —————

- (1) 介護を必要とする利用者の意思及び人格を尊重し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを優先とする。また、様々なサービス情報を提供し、多様な事業所から総合的かつ効率的にサービスが提供されるよう、利用者の

立場に立った介護サービス計画の作成を行なう。

- (2) 介護サービス提供のプロセスにおいては、各関連機関・職種との連携の下、随時調整や担当者会議を開催し、その成果や問題点等を積極的に評価して、適切なサービスの提供が維持できるように、継続したケアマネジメント及び給付管理を行なう。
- (3) 介護予防においては、地域包括支援センターとの連携により、利用者が自分らしく自立した生活が継続できるよう生活機能の維持・向上を目的とした効果的・効率的なサービスを提供する介護予防プランを作成し、その実施においてはプロセス評価を行なっていくことにより、要介護状態とならないようその予防に努める。
- (4) 地域包括ケアシステムの構築が求められる中、伊賀市においても新たな地域福祉推進体制が確立されてきている。その中で地域福祉の窓口として、地域の人々が気軽に福祉・医療・保健の相談のために訪れることができる開かれたセンターを目指し、広報すると共に、地域課題やニーズの把握を行ない、地域が参画する地域ケア会議等へ参加し地域福祉の向上に努める。
- (5) 介護支援専門員としての質の向上を目指し、各種研修会や講習会の事例検討会等に積極的に参加し、情報収集や知識の習得に努め、マネジメントの手法を深める。

#### 4 梨丘園(りきゅうえん)の運営について

障害者支援施設は、障がい者を有した方々にとってその日常生活全体を支援する専門機能を有しており、全国的にもその利用者ニーズは高い。

しかしながら、国の障がい者福祉施策の動向については、社会経済情勢等により、予断を許さない状況である。今後の障がい者福祉情勢を慎重に見極め、予測される諸問題に柔軟に対応していかなければならない。

現状の梨丘園では、日常生活において比較的介護度の高い方々が利用されている。あわせて年々高齢化が着実に進行しており、利用者一人ひとりの身体機能の維持向上への取組みが喫緊の課題であった。当施設では、理学療法士や言語聴覚士の指導を得ながら、利用者ニーズに沿った支援を基本として、できるかぎり個別に対応したサービスを提供している。

また、ノーマライゼーションの定着のために、利用者が施設で一生を過ごすのではなく、身近な地域で自立した生活を目指すべきであるという国の方針のもとに、施設利用者等の地域生活移行を促進することが課題となっている。現状において、利用者の地域生活移行に向けての支援策としては、伊賀市及び名張市が共同で地域生活移行への仕組みづくり(名称：くらし部会)に取り組んでいる。同部会と協働して、梨丘園の利用者やその家族に対して、地域の生活資源(日中活動場所やグループホーム等)の情報提供にも積極的に取り組んでいく。

今後も地域における障がい者福祉の中核としての専門的機能を高めるため、一人ひとり

がもつ知識や技能を高め、広く社会と福祉への洞察力を持つ職員の育成に努める。更に、医療施設や法人内の障がい者施設等との連携を深化させることで、利用者サービスの向上を図り生活支援の充実に努める。

#### (1) 障害者支援施設

療護福祉の原点である「最も援助を必要とする最後の一人の尊重」、「可能性の限りない追求」、「共に生きる社会づくり」という三つの基本理念を見失うことなく、人権擁護と人間尊重という初心を忘れず、利用者に生きがいのある日々を送っていただけるよう生活支援と介護の専門性を高める。開園 17 年目にあたる今年も、次の事項を重点項目に定め、利用者が家庭と変わりなく安心して過ごすことのできる居住施設を目指す。

ア 利用者一人ひとりの人格や個性が尊重され、生きがいをもって生活できる施設を目指す。

イ 利用者が、施設内での自立した日常生活を送れるよう支援する。

ウ 利用者の身体機能の可能性を限りなく追求する。

エ 利用者がボランティアとの交流を通じて、余暇の充実と生活の質の向上を図る。

オ 利用者の地域社会との交流を深め、社会参加を目指すよう支援する。あわせて、利用者の地域移行に向けて、その情報を提供する。

#### (2) 特定相談支援事業及び障害児相談支援事業

平成 26 年(2014)4 月に開設した“指定特定相談支援事業所梨丘”は、地域の障がい者福祉に関する諸問題について、障がい者自身やその家族及び地域からの相談に応じ、必要な情報の提供助言を行なう。また、障がい者の心身の状況に応じて、総合的な援助方針や解決すべき課題等を踏まえたサービス等利用計画を作成する。併せて適切な保健・福祉・就労支援・教育等の障がい福祉サービスを総合的に活用して、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう計画相談支援を提供する。

そして、平成 28 年(2016)4 月には、“指定障害児相談支援事業所ヴェルデ”を開設した。同事業所では、障がい児通所支援の利用申請手続きの際に、障がい児の心身の状況や環境、障がい児及び保護者の意向を踏まえて「障害児支援利用計画案」を作成する。利用決定後は、サービス事業者との連絡調整や決定内容に基づく「障害児支援利用計画」を作成することになる。また、利用している障がい児通所支援について、一定期間ごとに利用状況の検証を行ない「障害児支援利用計画」の見直し(モニタリング)を行なう。その後のモニタリングの結果に基づき、計画の変更申請などを行なうマネジメントサービスを提供する。

## 5 上野点字図書館の運営について

伊賀市では、平成 27 年(2015)3 月 31 日現在で、身体障害者手帳の交付を受けている視覚障がい者は 334 人、視覚障がい児は 3 人となっている。視覚障がい者は、医療の進歩等

により若年者が減少する一方で、病気や高齢等による中途視覚障がい者が増加する傾向にあり、当館においても、利用登録者のうち65歳以上が過半数を占め、新規登録者のほとんどが中途視覚障がい者である。

現在の利用登録者165人のうち、市内在住の個人登録者は52人で、市内の手帳保有者に占める利用登録者の割合が僅か16%となっている。よって、潜在的利用者に対しての点字図書館の存在及び事業の周知が必要なことは明らかであることから、本年度も、地域や関係機関・関係団体等との相互協力・連携を継続して行なうとともに、啓発事業を重視し、更に開かれた施設づくりに取り組む。

#### (1) サービス業務

点字図書館の中心的業務であり、多様化する利用者ニーズへの迅速な対応、ICT技術の活用、障がいの状態に応じた情報提供等、きめ細やかなサービスに努める。

##### ア 蔵書の貸し出し

利用者の要望を的確に把握し、迅速かつ丁寧に対応する。サピエ(視覚障害者情報総合ネットワーク)と連動したWeb図書館システム(貸出・利用者管理業務をオンラインで行なうシステム)に精通して、有効に活用できるよう努める。

##### イ 蔵書目録の整備

Web図書館システムの機能を十分に活用するため、システム内における書誌情報の確実性を高め、蔵書目録を整える。図書の破損や劣化等の点検に努め、目録の精度を高めるものとする。

##### ウ 図書情報誌の発行

利用者が図書選択の幅を広げるための情報提供手段として、点字図書・録音図書の新刊情報誌『図書館通信』(点字版・録音版・大活字版)と、墨字図書の新刊情報誌『墨字図書案内』(録音版)を隔月で発行する。

##### エ レファレンス(参考調査)サービスの充実

利用者や一般の方からの問い合わせに的確かつ迅速に回答できるよう、職員一人ひとりが情報収集に努めるとともに、各種関連資料の整備を進める。

#### (2) 製作業務

蔵書製作では、利用者のニーズに対応した図書選定を行ない、製作期間の短縮及び質の向上を目指して取り組む。

##### ア 点字図書製作

蔵書製作過程の中で、時間を要する校正作業の効率化を図るため、更なる良質の点訳者・校正者の確保に努める。

##### イ 録音図書製作

より正確な聞き取りやすい図書を製作するため、音訳者・校正者・編集者の人材確保に努め、安定した体制を整えるよう努力する。

#### ウ ボランティアの養成

前年度に開催した点訳ボランティア養成講習会の修了者を対象に、点訳技術実践のための研修会を実施する。また、音訳ボランティア養成講習会を開催し、新規の音訳ボランティアの養成・確保に努める。

#### (3) 生活訓練業務

点字の触読技術習得を考える中途視覚障がい者の要望に応じて、引き続き点字触読訓練を実施する。

#### (4) 啓発業務

##### ア 出張講座の受け入れ

小・中学校が総合学習として取り組むため、視覚障がい者に関する講座及び体験の要請がある場合は、積極的に受け入れ、点字器等の備品貸し出しについても極力対応することとする。

##### イ 施設見学の受け入れ

視覚障がい者福祉や点字図書館事業への理解を広めるため、施設見学を受け入れる。

##### ウ 日常生活用具展示体験会の開催

視覚障がい者にとって、日常生活がより便利となる用具を揃え、「日常生活用具展示体験会」を開催し、利用者等への情報提供を行なうとともに、潜在的利用者に対する情報の発信に努める。

##### エ 公共図書館等との連携

公共図書館等関係行政機関との連携を進め、視覚障がい者のほか、活字読書に困難を抱えた児童や高齢者等への情報提供に取り組む。

#### (5) その他

ア 伊賀市広報の点字版・録音版の製作及び市ホームページ掲載用の音声データを提供する。

イ 法人内の各施設との連携を図り、障がい者福祉の充実に努める。

## 6 伊賀市盲人ホームの運営について

盲人ホームの目的は、三療師資格を有する視覚障がい者に、自身での開業又は就業までの期間において施設の利用を認めるとともに、技術の指導を行ない、利用者の自立更生を図ることである。

三療師(はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師)の資格は国家資格であるが、昨今の癒やしブームにより、無資格あるいは短期の講習で付与されるような類似の資格による施療者が急増しており、それに伴った未熟な施療による健康被害も多く発生しているため、あん摩やマッサージは危険だという認識を持たれないように、適切な広報に努める。

当ホームでは、三療への正しい知識の普及と施設の広報を目的に、昨年より地域の皆様



に対して、定期的に健康講座(気のめぐりと健康)を開催している。同講座では、鍼灸師の指導のもとに、高齢化の著しい地域の皆様に対する公益的活動の一環として、健康体操講座を2か月に一度開催することで、ホームのマッサージ利用者の増加にもつながっている。

今後とも、視覚障がい者の主体的な更生意欲を図るための施設として、機能するように努めるとともに、地域の視覚障がい者福祉の拠点として存在し得るよう、施設の維持管理に努める。

## 7 かの木ひろばの運営について

昨年4月、障害者差別解消法が施行され、障がいを理由とする差別的な取扱いの禁止や、合理的な配慮を提供することが求められることとなった。また、障害者総合支援法においては、障がい者等の意思決定の支援に配慮することが、既に規定されている。これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる「共生社会」の実現に向けては、意思決定支援こそがソーシャルワークの重要な機能であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合わなければならない。当施設では、通所・訪問事業を有機的に連携させ、障がい種別ごとの特性や、重度化・高齢化に対応したきめ細かな支援を提供することにより、引き続き、在宅障がい者が地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、生活の向上と社会参加の機会が得られるよう支援していく。

また今後も、法律の規定より障がい者の介護保険への移行が進み、利用者確保が重要な課題となっていくため、特別支援学校等への働きかけや、広報活動を積極的に行ない、当施設の認知度を高めたい。

### (1) 多機能型生活介護事業

本年度も、個々の特性を理解した上で、利用者にとって安全で快適な介護サービスを行ない、在宅生活の継続を支援する。それぞれのご利用者の思いを受け止め、生存権のみを叶える介護サービスだけでなく、それぞれの障がい特性や難病に合わせ身体機能及び生活機能の向上のために個別対応やグループ対応を行ない、創作的意欲・運動的意欲・作業的意欲等様々なニーズに応じたきめ細かい個別支援計画を作成する。また、充実した生活が送れるよう他機関とも連携することで、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

### (2) 多機能型就労継続支援B型事業

就労経験や就労意欲はあるが、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった利用者には、障がいに合った機械器具を用いて、安全で効率よく作業が行なえる環境を整える。また、お墓参り代行業務、自動車部品の加工や、さをり織等の製作販売で、就労の機会や作業収入を得る機会を提供する。そして、一人ひとりの生きがいと就労意欲に応じたきめ細かい個別支援計画を作成する。また、多機能型として外出行事を生活

介護と共に行ない、生活の質の向上、余暇の充実を図る。

(3) 居宅介護・訪問介護事業

家族や利用者の個々のニーズに応じた身体介護・家事援助・行動援護・同行援護・重度訪問介護等の居宅介護サービスを提供するとともに、社会復帰や地域移行支援にも取り組む。また、昨年からの介護保険制度改定による総合事業の実施についても、積極的に取り組む。在宅での自立支援に向けての日常生活の活性化や社会的孤立の解消を図るとともに、家族等介護者の身体的・精神的負担の軽減にも努め、他機関との連携を密にし、職員間での日々の振り返りを行なう。更に、福祉有償運送サービスを兼ね合わせることにより支援の幅を広げる。

(4) 地域活動支援センター事業

当事業は、平成 18 年(2006)10 月より伊賀市の指定を受け、日中一時支援事業、移動支援事業の 2 事業を行なっている。日中一時支援事業では、休日等の余暇支援を通じて、利用者の社会参加を目的とした支援を行なうとともに、中・高生に長期休暇や放課後の活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息等を供与していく。また、移動支援事業では、障がい児・者の社会生活上必要な外出及び余暇活動、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした支援を福祉有償運送と併用して行なう。

(5) 地域援助事業

地域に在住する障がい者及び高齢者を対象とした講座や、いきいきサロンの場の提供等、障がい者及び高齢者福祉の啓発・推進・充実に努める。また、福祉教育や地域との交流を促進するため施設見学や施設実習等に協力し地域福祉の向上に努める。

(6) 職員資質の向上

職員は、広く社会の動向や社会福祉の行方に対する洞察力を身につけるとともに、各種事業を推進するための専門性が問われるようになったことから、資質の涵養に向けて、より専門的な研修に積極的に参加するものとする。特に、発達障がい・精神障がい・視覚障がい・聴覚障がい・難病など多種多様に対応でき、意思決定支援のできる人材の育成に努める。また、行動援護・同行援護・たんの吸引や福祉有償運送の運転に従事する職員については、資格要件が不可欠であるため、研修等を受講することで必要な資格を取得していく。そして経験年数の達した職員には介護福祉士の資格取得を奨励する。

## 8. 梨ノ木診療所の運営について

平成 30 年度の診療報酬改定は、6 年に 1 度の介護報酬との同時改定となり、本年度に本格的検討が進められ、今後の医療及び介護サービスの提供体制に大きな影響を与えるものとなる。梨ノ木診療所は、地域包括ケアシステムの医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供できる医療体制を目指したい。従来より当診療所は、地域医療への貢献と、地域で生活する人々の健康づくりを引き続き推進していく。長田地区住民自治協議会と共

催する「なしのき健康講座」は、6年目を迎え、更なる継続充実に努め地域住民が住み慣れた地域で生活できるよう健康管理意識の向上に寄与したい。また、隣接する老人施設、障がい者施設においては、医療の必要な利用者の増加に伴い、梨ノ木園、第二梨ノ木園、梨丘園、老人デイサービスセンターなしのきとの密接な連携をより一層深め、利用者の健康管理に万全を期す。更に、第二梨ノ木園の利用者及び家族からの終末期ケア(看取り介護)の要望が高まる中、施設職員との連携と協力支援体制の強化に努める。

